

平成30年4月1日

## 社会福祉法人若葉 一般事業主行動計画

社会福祉法人若葉は、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日
- 2 内 容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

### <対策>

- 平成30年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年7月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回以上行う
- 平成31年3月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成31年4月～ 職員に対し、取得計画の目標達成に向けたキャンペーン活動を行う

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を7%以上にすること  
女性職員・・・取得率を80%以上にすること

### <対策>

- 平成30年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知
- 平成30年7月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 平成30年4月～ 法に基づく諸制度の調査・研究
- 平成30年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標4：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

### <対策>

- 平成30年7月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成30年10月～ 研修内容の検討
- 平成30年度～ 研修の実施